

御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方

No.	案に対する御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
1	<p>「0.05mol/L 水酸化カリウム溶液」の挿入場所についてです。</p> <p>公定書では、「水酸化カリウム溶液→水酸化カリウム・エタノール溶液の順に記載されている」こと、「公定書では同一の溶液の場合、濃度が高いものから順に記載されている」ことを踏まえすと、「0.05mol/L 水酸化カリウム溶液」の挿入場所は「0.02mol/L 水酸化カリウム・エタノール溶液」の下ではなくて、「0.1mol/L 水酸化カリウム溶液」の下（「0.1mol/L 水酸化カリウム溶液」と「0.5mol/L 水酸化カリウム・エタノール溶液」の間）が適切です。</p>	御指摘のとおり修正しました。
2	<p>現在の「食品、添加物等の規格基準」第2 添加物における「メタ酒石酸」の成分規格の定義と含量規格に記載されている「I-酒石酸」は、「L-酒石酸」の誤植であり、今回の改正案に含まれる「炭酸カルシウムⅡ」と同様に、このたびの改正に含めるべきと考えます。</p>	御指摘のとおり修正しました。
3	<p>二炭酸ジメチルについては、生体内（あるいは飲料中等において）でメタノールを発生させる危険性があるので、その使用は好ましくない事について述べておく。</p> <p>（人が摂取する事になるものにおいては、メタノールは存在・発生しないべきである。）</p> <p>保存料としても用いられないのが望ましいと考える。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>食品添加物「二炭酸ジメチル」の安全性については、食品安全委員会による評価において、二炭酸ジメチル由来のメタノールは、通常の食習慣でのメタノールの摂取量及び米国食品医薬局（FDA）により設定された一日摂取許容量（ADI）等を考慮して、添加物として適切に使用される限りにおいては、メタノールの安全性に懸念がないと判断されています。</p>
4	<p>メチルセルロースの制限撤廃は断固反対します！！</p> <p>現在の食品衛生法は緩すぎです</p>	<p>今回の食品添加物「メチルセルロース」の使用基準の改正は、事業者による規格基準改正の要請がなされ、諸外国で</p>

	<p>まだ緩めるのは何故なのか教えてもらいたいくらいです 何もわからないと思っているのかもしれませんがいい加減にしてください</p>	<p>の使用状況、添加物としての有効性、食品安全委員会の食品健康影響評価結果、摂取量の推計、食品衛生基準審議会での審議等を踏まえて科学的知見に基づいて行うものです。 使用基準の改正に関する審議過程については、食品衛生基準審議会添加物部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。 (添加物部会の資料) https://www.caa.go.jp/policies/council/fssc/meeting_materials/review_meeting_002/038019.html (食品健康影響評価) https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya23053009001</p>
5	<p>欧米のように添加物はだんだん減らしてください。日本ってすごく時代遅れで恥ずかしい。</p>	<p>食品添加物は、要請者の要請に基づき、食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、食品衛生基準審議会において専門家や消費者代表の御意見を聴き、安全性及び有効性の確認を経て、内閣総理大臣により指定されれば販売等が可能となり、必要に応じて規格基準を設定しています。</p>
6	<p>現在日本にある食品添加物ですが、有害なものが圧倒的に多く食品を選ぶにも困っています。大幅に削減して頂きたい。</p>	<p>また、既存添加物については順次安全性の確認を進めており、安全性に問題があると判明した、又は既に使用実態のないことが判明した既存添加物については、既存添加物名簿からその名称を削除し、使用を禁止しています。 なお、日本と諸外国ではこれまでの長い食生活や制度の違いなどにより、添加物の定義、対象食品の範囲、使用可能な量などが異なっていることから、単純に比較することはできません。</p>

		食品の安全性の確保については、引き続き国際的動向及び国民の皆様からの御意見に十分配慮しつつ、科学的知見に基づいて必要な措置を講じるとともに、分かりやすい情報提供に努めてまいります。
--	--	--

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係ない1件の御意見を頂きました。